

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 福祉団体助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する福祉団体（以下、「団体」という。）助成金交付事業について必要な事項を定め、市内において高齢、障害、ひとり親家庭、児童・青少年育成等の各福祉分野にかかる市域での福祉活動の推進を行う団体の支援を通し、彦根市全体における社会福祉活動の増進を図ることを目的とする。

(助成対象団体等)

第2条 この要綱により助成する対象は、次の各号の要件のすべてを満たしている団体とする。

- (1) 市内において高齢、障害、ひとり親家庭、児童・青少年育成等の各福祉分野にかかる市域での福祉活動の推進を行う団体であること。
- (2) 団体の所在地が市内にあり、市内の地域福祉向上を図ることを目的とした活動を行っていること。
- (3) 彦根市内の市民で組織され、主に市内で活動する団体であること。
- (4) 会員または構成員10名以上からなる団体であり、会則または規約を有し、毎年度活動計画および報告書、収支予算および決算書を作成していること。
- (5) 地域福祉の向上に寄与する活動を2年以上継続して行っていること。

2 前項の規定に関わらず、活動の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象から除くものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする活動
- (3) 公的機関または本会からの助成を受けている活動
- (4) 行政等からの委託的色彩の強い活動
- (5) 施設等の依頼により行っている活動

(助成金の額および対象経費)

第3条 助成金については、事業支出予定総額が10,000円以上の団体に対して、別表に定める額を限度に本会の当該年度の予算の範囲内とする。（千円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。）

2 助成の対象となる経費は、団体が事業を行うために直接要する経費とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、飲食費については、助成の対象としない。

- (1) 消耗品費

- (2) 印刷製本費
 - (3) 通信運搬費
 - (4) 諸謝金（団体構成員に対するものは除く）
 - (5) 賃借料
 - (6) 会議費
 - (7) 旅費交通費
 - (8) 研修費
- （交付申請）

第4条 この助成金を受けようとする団体は、福祉団体助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて本会会長（以下、「会長」という。）へ、指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 団体概要書（別紙1）
 - (2) 会則、規約またはそれに準じるもの
 - (3) 会員または構成員名簿
 - (4) 事業計画書（別紙2）
 - (5) 収支予算書（別紙3）
 - (6) 前年度の事業報告書および収支決算書
 - (7) その他会長が必要と認める書類
- （交付決定）

第5条 会長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、福祉団体助成金交付決定通知書（様式第2号）により団体へ通知するものとする。

（助成金の概算払）

第6条 会長は、助成金の交付の目的を達成するため、助成金を概算払により交付するものとする。

2 概算払を受けようとする助成対象団体は、前条の通知後、速やかに福祉団体助成金概算払交付請求書（様式第3号）を会長へ提出しなければならない。

3 会長は、前項の請求書を受理したときは、助成金額を概算払するものとする。

（内容の変更等）

第7条 第5条の規定により助成金の交付決定を受けた団体が、当該助成対象内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときまたは当該助成対象内容を中止もしくは廃止しようとするときは、福祉団体助成金（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出し、あら

かじめ会長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、福祉団体助成金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該年度終了後、指定する期日までに会長へ提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（別紙4）
- （2） 収支決算書（別紙5）
- （3） 支部事業報告書（別紙6）（別表に定める支部要件を満たす団体に限る。）
- （4） その他、会長が必要と認める書類

（助成金の返還等）

第9条 会長は、助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき。
- （2） 助成金を目的外に使用したとき。
- （3） その他、本要綱に違反したとき。

（帳簿等の整理保存）

第10条 助成金を受けた団体は、活動に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつこれらの帳簿および書類を助成が終了した次年度から3年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2. 要綱施行に係る経過措置

施行前において、本助成要綱の助成申請限度額（以下、「限度額」という。）を超える助成を受けていた団体にあつては、平成23年度助成額から限度額を差し引いた額の1／2に限度額を加えた額を申請の上限とし、次年度も同様とする。

なお、この経過措置は平成26年3月31日をもって失効する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改定後の規定は、平成28年度の予算にかかる助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 2 9 日から施行し、改定後の規定は、平成 2 9 年度の予算にかかる助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行し、改定後の規定は、令和元年度の予算にかかる助成金から適用する。

付 則

1. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 要綱施行に係る経過措置

施行前において、改正前の要綱の規定により 1 支部につき 5, 0 0 0 円の支部加算を受けていた団体にあつては、令和 5 年度に限り 1 支部につき 2, 5 0 0 円の支部加算を加えた額を申請の上限とする。

別表（第 3 条関係）

種 別	助成申請限度額
支部要件を満たす団体	1 0 0, 0 0 0 円
上記以外の団体	5 0, 0 0 0 円

（備考）「支部要件を満たす団体」とは、次の各号に定める要件をすべて満たす場合をいう。

- (1) おおむね市内全域に活動実態があり、市内にある学区数（小学校区の場合は 1 7 学区、中学校区の場合は 7 学区）の 1 / 2 以上において支部を設けていること。
- (2) 1 支部につき、活動範囲が小学校区または中学校であり、かつ、5 人以上で構成していること。
- (3) 支部独自の活動実績があること。（本部活動や行事等への参加協力、地域内の他団体からの協力依頼を受けて行う活動は、実績対象外とする。）